

江戸中期における商品流通をめぐる對抗

——羽州村山郡の紅花生産を中心として——

安 孫 子

麟

はし が き

- 一 農業生産における商品化の展開
- 二 商品流通の担当者とその對抗
 - 1 前期的流通の構造
 - 2 村落内生産者の商人化
 - 3 市場をめぐる對抗関係
- 三 商人地主の矛盾的性格と推転方向

は し が き

本稿の目的は、近世中期以降にその姿態を整えるいわゆる「商業的農業」が、いかなる社会層を形成したかを、流通面で捉えようとしたことにある。「いわゆる」という意味は、ほかならぬこの商業的農業が基軸となつ

江戸中期における商品流通をめぐる對抗（安孫子）

て、ブルジョアの発展の第一歩たる「小商品生産」を展開する、或いはその可能性を与えるという通例の見解に従つたのであるが、本稿ではこうした基動力となつた商業的農業が、結果としては農村出身の商業・高利貸兼営の地主を成立させたということに力点をおかざるを得なくなつた。近代化への基動力として、村落に分解の方向を与えブルジョアの発展の要素をもつ「商品生産」を評価しつつ、そのなかでこうした商人地主層の無視し得ない性格に注目せざるを得なかつたのである。しかしこのことは、直ちに明治維新の主体性をこの層に求めることを意味するのではない。それにもかかわらず明治期の所産とされる「地主制」（地主ではない）の基礎を、江戸時代の商品経済の展開のなかにみなければならなかつたのである。

本稿はこうした意図をもつ研究のうち、流通過程を扱つているにすぎない。第一節と第三節は全体のなかでの位置を示し、見通しを与えるものとして附されたものであつて、これらは別稿で詳論することにした。流通過程Ⅱ第二節だけでは、こうした商人地主層の展開は把えられても、その物質的基礎は、依然としてほとんど与えられないからである。

一 農業生産における商品化の展開

一 胎芽的利潤の現実化

ここで考察の対象に取りあげるのは、山形県村山地方（旧羽州村山郡）の平野部のすべての村に広範に成立した紅花生産地帯である。^(一)紅花は古来染色用・化粧用・薬用等のために生産されたが、

江戸初期からは、とくに絹織物の染料として京都の西陣に移出されていた。紅花は京都の間屋から紅屋・紅染屋

を通過して織物に使用されたのである。紅花の栽培には、かなり早くから荏柏・菜種柏・焼酎柏・米糠等の購入肥料が入り、その摘花期には自家労働では不足し、賃銀支払形態をとる家閥係を通した手伝いのほか、多数の日雇群が形成された。また、除草にも季節雇を五人入れた家もあつた。同時に紅花の生産は、ただ栽培に限らず、摘取つた花^二を生花を加工する干花製造を随伴するのであるが、これが著しく季節的で短期間に限られるとはいへ無視出来ない農村加工業となつていた。この過程は、江戸中期には問屋・商人による加工であつたが、幕末期には農村内部に自家労働を主とし他人労働を入れた干花製造が滲透し、漸次、商人に占められていた加工過程を圧迫した。この加工過程では稀にその作業過程別に女子供まで使用する、月雇労働による協業の態様を示すものが生じた。

紅花生産、一般的に商業的農業のかかる展開は近世封建社会のもつ必然的側面であつた。その社会がともかく農業における一定段階の商品経済の発達を前提として成立してきたことを、ここでは詳論し得ないが、幕藩体制（貢租に端的に示される）がそういうものとして成立した以上、一般的に生産力の上昇に伴い商業的生産を量的に増大していつたことは当然である。勿論、領主はかかる生産の展開を常に把握しようとするが、それが小物の形にせよ、本途物成の増徴という形にせよ、ともかく漸次増大する農民の手に残る余剰部分を常に完全に把握することは出来なかつた。領主が把握するためには、いつも権力による新たな対応形態をまず作らなければならなかつた。この点は次項でみるが、自動的に吸収することが出来なかつた点に農民的生産・胎芽的利潤の現実化の可能性が与えられる。こうした事態の発生は領主の封建的貢租体系を変質させずにはおかない。問題は農

民の手元のこの余剰部分をどの階級が奪い、どのような生産把握を示したかにある。江戸時代の商業的農業はそれがまさに胎芽的利潤を残し得た点で、封建社会を否定する契機の起点を与えたといひ得るであらう。しかしこの胎芽的利潤は決して農民層全般について残り得たのではない。農民層内部における胎芽的利潤の現実の必然的な所有者は、「生産的諸共同体の本性」によつて規定される。それゆゑ、貨幣経済の滲透による農民層の分解も封建的生産の場の本性に農民の自立的商品生産の程度に依存するのである。この具体的な検討を通してみて、はじめて封建的危機の深さを知り得るであらう。とはいへ、ここでは紅花生産において果して胎芽的利潤が成立したかどうかをみるにとどめる。

まず紅花栽培上の技術的制約は上畑でなければならぬことと、連作を嫌い二三年作付を変えることであり、このため作付面積が必ずしも増大し得ず、四、五畝の経営が多く一反以上はかなり大きな農民に限られていた。また生花価格の変動が激しく安定した市場でなかつたことを指摘しておかなければならない。しかしそれでも普通作・普通価格でいえば、反当米十四、五俵の販売額と同程度の収入があり、田に較べて著しく低い石盛の畑貢租の下ではその有利性は疑い得ないのである。厳密には反当購入肥料・日雇賃銀等の現金収支を行うべきであるが実例はない。計算では天保期以前で反当二両前後の現金残となる。当時の米価からいへば九俵分に相当する。この売代金は勿論貢租負担等にも充てられたが物資の購入にも当てられたことは次節でふれる通りである。更にこうして獲得された貨幣が土地購入に向けられ一貫して経営を拡大している例もある。^(八)ともかく紅花生産が、農民層をますます商品経済にまきこんできたことは事実であつた。そして、その余剰金が誰の手に残つたかに問題

があるにせよ、農村に蓄積されつつあつたことも事実である。

註(一) この地方の紅花に関しては、すでに今田信一氏「最上紅花史料」(日本常民文化研究所叢報第五十七)があるので、
全般的な事実は同書に拠りたい。本稿もまた史料の点で、同氏の御好意によるところが極めて多い。

(二) 「東村山郡史」所収の「志戸田村明細指出帳」(巻三、一四頁)其他の村明細帳。なお今田氏前掲書六〇頁。

(三) 西山村郡西根村沖津常太郎氏よりの聴取。沖津家の実例による。

(四) 「山形雜記」(「山形經濟志料」第一集附録三九〇頁)及び「谷地町大町念佛講帳」(今田信一氏篇)明治三年の
項。

(五) 南村山郡金井村半田源右衛門家文書「谷柏村御用留」(長井政太郎氏篇)安永十年の項。

(六) 本稿第二節参照。

(七) 「上ノ山町史」一二九頁。

(八) 東村山郡大清水村細失藤四郎家の実例。丸山茂氏「近世に於ける農村の形態」。

二 領主的対応形態

紅花生産の如上の展開に対する領主の対応は、まず農民よりの剰余生産物の直接的収奪を意図するものとして表われる。しかし、この生産を領主が直接把握し得ないときは、流通過程から間接的に剰余部分を把握しようとする。この両者は分ちがたく絡みあつてさまざまな形態のなかに領主的対応の歴史的過程を作っている。

村山地方の村明細帳は、寛永頃から小物成としての畑役を幾つか記載している。しかしそれは青李・漆等であ

江戸中期における商品流通をめぐる対抗(安孫子)

つて、紅花畑役は全く見出し得ない。むしろ始め青苧作付に伴う青苧役を負担していた「土地」が紅花作付に変わつていつても、もとのままの青苧役を納めている例がある。^(一)これで小物成設定当時は青苧の販売を前提としたかなり現実的な賦課だつたものが、作付内容が変つてもなお名目的な賦課として残つていたことがわかる。換言すれば、こうした生産の変化に対して、藩がその都度現実の作付に応じた課税を定めることができなかつたことを示している。これが本租ではなく小物成であつたとはいへ、貢租体系が一度固定されると、一方では収量の増大・作付の変化により、他方では貨幣価値の下落に伴つて、實質的に封建貢租たる意義を低下させてゆくのである。

しかし藩が紅花畑役を賦課しなかつたことは、直ちに藩の対応がなかつたことを示すのではない。この手懸りは、享保以降紅花栽培の奨励がみられる点に与えられる。この地方の紅花奨励の史料の初見が享保期であることは偶然としても、ほかならぬこの享保期が封建的危機への対応として強率定免制をもつて登場してくることを考えれば決して無縁ではあり得ない。「地方凡例録」^(三)に、

「右七品（四木三草）上畠石盛ニ一ツ上リ又ハ上畠並ニ附シモ有……然レドモ右ニ述ル如ク享保以來新田御条目ニハ、植物ハ当時ノ儀、石盛ハ土地ノ位タルニヨリ、裁物ニ不拘地味ノ善悪ニ随ヒ位相応ニ石盛定ムベシ」

とあるが、これは個々の商品化作物に対してそれぞれの収益に課税する方式から、本途物成全般に対する高免制によつてその剰余部分を吸いとる方式へ移行したことを物語る。これは、一方では現物貢租の形をとらない畑作物の商品化、他方では水田生産力の漸増に伴う農民の米穀販売、この二様の剰余部分を、本租とくに現物米の形で一括把握しようとしたものである。こうした貢租体系ができるとともに四木三草を中心とする全国的な国産奨

勵が、強率貢租体系を維持補強するものとして現われるのである。村山地方においても、一方における紅花の奨励（反面菜種作付は禁止される）、他方貢租は、三つ九分三厘から享保十三年には四つ二分へと上つて^(四)いる。村山地方の石盛が田に関する限り異常に高い（上田で三十二〜二十六）理由は一寸不明であるが、この石盛に対する四割強の課税は驚くべきものがある。更に寛保期には山村金納地帯が一部米納になるが、これも金一両につき米相場の三斗高という形で農民の貨幣が奪われていくことになつたのである。^(五)

劃期としての「享保期」の意義をこのように把え、これ以後の領主的対応の起点としてみても、かかる高率定免だけで農民の余剰部分をすべて汲み尽し得ないときは、商人或いは地主の手元における農民の富の集積を認めつつ、これを自己の体制のなかに取り入れるか、さらに積極的に藩専売制・御手捌きを意図してくる。紅花に関する^(六)もこうした意図があつたことが窺われるのである。こうした過程は、商品流通及び藩財政の面も検討しなければならぬが、問題は端的には貨幣をめぐる領主と農民の対抗関係として深化するのである。

註（一）「東村山郡史」卷三、二六六〜二六七頁。

（二）享保元年「岩根沢五人組帳」（今田氏前掲書一二二頁）

（三）「日本經濟大典」第四十三卷、九六〜九七頁。

（四）「東村山郡史」卷三、一一三頁。

（五）同右、統編卷一、二四〜二八頁。

（六）本稿第三節の一参照。

江戸中期における商品流通をめぐる対抗（安孫子）

三 地主——小作関係の展開 商品生産の展開に伴う「農民層の分解」は、近代化の起点としてまづおかれるべきことであるが、日本におけるこの分解の指標となるべきものを統計的に把えることはかなり困難である。通常、この分解の指標として所有石高の階層分化（或いはもつと大雑把に本百姓と水呑との分化）がとられることがあるが、土地に関する諸々の禁令は表高を著しく実態とかけ離れたものにしてゐる。例えば、地主の領主的制限の反抗として現われた高技質地の普及は、一ヶ村「困難之小前」のなかに、二十石以上の者二人、十石以上四人、五石以上五人、三石以上一人、無高になし、というように、最高三十八石の者をさえ含んでくるのである。^(二)

勿論、所有が分化してくることが何らの意義を持ち得ないのではなく、分化すること自体に分解的要素があるには違いないが、所有高での上層・下層が直ちに階級関係を示すものとはいえないのである。経営面積の統計的取扱いは困難を極めるが、この場合でも他人労働の形態・作付内容の分析なしには階層性としては把握できても階級性としては指標にならない。ここで統計的に一応の数字をあげ得るのは、明治期に階級関係として一般化した地主小作制に関連して自作地と小作地の比率である。勿論こうした資料でさえも分解の実態を示すことには余りにも制約がありすぎるが、これによつて一応共同体内の階級分解の様相を示しておこう。（次頁の表）

この表からもわかるように、明治十七年にすでに紅花地帯は著しい小作化の程度をみせてゐる。勿論、地租改正後の分解が加わつてゐるから、この数字をそのまま幕末にもつていくことはできないが、幕末にこうした進行をみせる前提条件が熟してゐたことがわかるであらう。

ところで、地主——小作関係が階級分解の結果であるとしても、これは決して手離して近代的両極分解とはい

山形県 自作小作田畑・戸数比率(明治17年)

		自作地 100に 対する 小作地	農家中の比率		
			自作	自作小	小作
紅花 生産地帯	東村山郡	110.8	24.7%	39.5%	35.8%
	西村山郡	158.7	18.7	32.4	48.9
	南村山郡	34.0	45.5	37.5	17.0
	北村山郡	102.2	21.0	48.6	30.4
米作 地帯	東田川郡	71.9	34.7	51.6	13.7
	西田川郡	68.0	44.6	48.6	6.8
	飽海郡	53.0	22.3	77.1	0.6
山間 田畑 地帯	最上郡	18.0	66.0	26.7	7.3
	東置賜郡	44.0	62.2	27.8	10.0
	西置賜郡	14.1	66.9	26.9	6.2
	南置賜郡	14.2	77.5	18.3	4.2
県平均		57.0	38.4	38.7	22.9

(「山形県農地改革史」P.19~P.20による。)

難い。このとき、地主—小作関係を成立させる条件とともに、ついに地主—小作関係以上に分解させ得ない条件を把握しなければならぬ。共同体内部の階層性は、まさにこれが封建制を成立せしめたものであるが、このいわば量的な分化の進行は、単に階層としてのみでなく、階級として分裂させるに至るであろう。その階級はもはや近世封建社会の基本的階級関係とは異なる要素と意義をもっている。こうした意味で共同体の分解過程を考えなければならぬであろう。そしてその共同体の量的分化が質的な変化・階級としての分裂へ至る過程を、手探りで追うことがどうしても必要となる。この場合でも、紅花地帯に地主—小作制が一般化することを考えれば、

商品生産の生産関係にこそ地主—小作への手懸りが与えられるのであろう。次節においてこの手懸りを一応生産者の紅花販売の点で推測しようと思うが、商品生産が具体的にいかなる場において行われたか、とくにそれが完全な社会的分業とならずに、基本的には貢納のための米穀生産を行つている封建的共同体のなかでは、この商品生産もそのみ切り離して考察することは不可能である。この点は、紅花生産地帯ではまだ極めて不十分であるが、岩手県煙山村でのわれわれの共同研究のなかで示唆的なものを与えられている。^(二)

註(一) 南村山郡前明石村の例。(文化九年)

(二) 中村吉治教授の下で行われた「封建的村落共同体の研究」。すでに発表されたものは左の通りである

「煙山村調査報告」(一) 東北大学「研究年報経済学」二二八号。

「同 右」(二) 同 右 二九号。

「同 右」(三) 東北大学「農学研究所叢報」五卷三号。

「同 右」(四) 同 右 五卷四号。

二 商品流通の担当者とその対抗

本節では、紅花生産の流通をめぐる、いかなる対抗関係が表われたかを考察する。それは、生産の展開に伴い、いかなる層が流通担当者になり、その商人がいかなる機能を持つかを明かにすることである。即ち、単なる商品—貨幣流通の上に立つ・自立的な貨幣財産たる商人資本が、自らが媒介していた諸極に対して分解作用を及

ほすのは、まさに生産的諸共同体の本性に依存するのであるが、そのときは流通が生産を把える形で、或いは生産が流通を一契機として内包する形で、自らもまた自立した単なる媒介者ではあり得なくなる。その歴史的過程は、諸共同体内部からの・即ち生産者の内からの商人層の抬頭と商人資本の生産過程把握との対抗関係に集約される。

1 前期的流通の構造

一 紅花生花市 生花市は、農民の手元で生産された紅花が、流通市場に投入される結節点である。摘取つた紅花は生花は、宝曆・明和期（一七五〇～七〇）までは、農家の手元で加工されていないようである。それゆえこの生花市場が農民と商人との関係を結ぶ点になるのである。生花は摘取つたその日の中に「花市」に出されるか、または直接に商人に売渡される。花市は、山形市の七日町・十日町のものを最大として、近郷町村に分布していた。市は昼九つより暮六つまでを原則としたが、実際には深夜に及んでいたようである。「山形雑記」によれば、

「半夏一つ咲と申て無間違咲也夫より二三日之内に咲揃を見てサンベと申て町方ハボテイ籠を昇ぎ数人買手入込、右売買之節は下男下女の取次に而不弁理故旦那も御新造も出て懸引する事通例之様に成……町方は日々買入夫を寝せ花餅に製し干返し致し一時は大に賑ひ在々も同様……」
(一)

とある。また「東国旅行談」にも、

江戸中期における商品流通をめぐる対抗（安孫子）

「……中にも紅花の市とて其花のさかりには古坂という所より橋下という所迄十一里が間の在々谷々みな紅花を作而嘗とす
 朝などに摘て此町の花市へ持来て金銀穀物或は塩その他所に乏しき品と交易す……」^(二)

と描写されている。生花市が、お盆前の生活資料購入期に当ることは交易の内容を推測するに足るが、ここで販売した代金が、貢納・夫食金返済・借金返済・仕切勘定に向けられたことを示す史料も多い。二三の例を挙げよう。

(イ) 「困窮之百姓共年々紅花咲候を待兼居其日々々生花ニ而売払御年貢上納仕米并年中買掛り諸払も仕義ニ御座候」^(三)

(ロ) 「前方申渡候通夫食御払米代金紅花売立次第取集青山半右衛門方へ可被相納候」^(四)

(ハ) 「先達而分度々御願申上候金子之儀最早此節紅花も売払ニ相成依之御工面被成下一先元利共御返済被成下奉願上候」^(五)

(ニ) 「さて六月中には紅花摘切売立に相成りし故諸仕切勘定は六月中に仕払相成しものなり」^(六)

ここで売手である農民の側を検討してみよう。それは、生産過程の検討を俟たなければならないのであるが、花市で取引する農民がいかなる層に属していたかということである。それは逆にいえば、自分の経営地で作つた紅花を、すべてその個々の農民が販売したのであるかということである。農業の労働過程、或いは生産手段の利用に、いわゆる共同体的規制が働いていることについての指摘は数多くあるが、そうしたさまざまな契機による共同諸関係の組合せを基礎として、封建村落的ヒエラルキー、即ち個々の家が独立していない小族団群の間のヒエラルキーが成立し、まさにその中で封建的生産が行われている以上、商品化し貨幣経済の接触の面でこうした共同体的関係が払拭されることはないであろう。^(七) 勿論こうした紅花販売に表われる小族団的単位は、米穀生産等

にみられる単位より小さく、且、オヤカタに対する依存度の強い家に限られることは想像し得る。それは商品化し得るといふことが、日雇等を入れる可能性となつて、オヤカタへの隷属度を弱めていくことを意味する。こうした販売面における家の関係は、直接的に史料で明かにすることが困難であるが、紅花摘取日記の類にはこれを推測させるものが多い。

長谷堂村千葉善兵衛家、谷粕村半田源右衛門家の紅花摘方覚(八)は、共にこうした従属家の存在を示している。前者においては、藤兵衛・留次郎、後者には源助・長助が属している。前者の覚帳の合計の記載をみれば次ぎのようである。

「(表紙)紅花摘目方覚帳

善兵衛

(中略)

目方四十六貫三十目

錢二十二貫三十七文

善兵衛

目方八貫百十目

錢三貫九百四十五文

留次郎

目方七貫二百八十目

錢三貫三百六十一文

江戸中期における商品流通をめぐる対抗(安孫子)

メ目方六十一貫四百廿日

錢二十九貫三百四十三文

即ち、この覚帳は表紙にある善兵衛の名のものに藤兵衛・留次郎の摘花目方（内容は毎日計上されている）と代銭が記されている。しかも、生産量から見て格段の差違がある以上、前者と後二者の間に明瞭な差があることは読取れよう。半田家の場合は合計が出ていないが収量を示せば、源右衛門十八貫九百四十目、源助三貫九百六十目、長助百目であつて源右衛門がやはり格段に大きい。この二つの事例は、何故に藤兵衛以下のものが販売代金の大きい家の記録に入つてくるかという問題を投げかける。ここで仮に販売代金が全額藤兵衛・源助等に渡つたとしても、記載されるべき理由はやはりわからない。この場合生産の主導が善兵衛・源右衛門にあつたことは当然であろう。いわば、これらの従属家を持つて、善兵衛級のものに紅花生産が展開したのであろう。商品生産への端初は自立農民のもとで開始されたものでなく、かかる小族団の生産力の上に展開したものでなからうか。江戸時代の農民・即ち本百姓とは本来そういうものだつたともいえる。

註(一) 「山形経済志料」第一集 附録三九〇四〇頁。

(二) 今田氏前掲書 二五〇頁。

(三) 「東村山郡史」卷三 一八七―一八八頁、明治九年の記録。

(四) 「東村山郡史」卷二 三九頁、延宝七年の記録。

(五) 今田氏前掲書 二三八頁、年不明。

(六) 「山ノ上町史」 一二九頁、記録は元治元年、書かれた内容は往昔のこと。

(七) この点については、前掲「煙山村調査報告」に具体的様相がかなり明らかになっている。

(八) 長井政太郎氏より借覽させて頂いた千葉家「紅花摘取目方覚帳」、半田家「御用留帳」による。

二 山形の間屋商人

村山地方より京都に移出する間屋は、江戸時代中期までは都市商人に限られていたよう

である。諸種の史料より山形に居住した間屋は三十四軒を数え得る。これらの間屋は、直接に農民より買入れもするが、目早或いはサンベと呼ばれる仲買人を通して生花を買入れることが多かつた。目早は生花をそのまま水につけ水玉花と称する形に丸めて間屋に渡していた。間屋はこれを加工して花餅¹干花を作り京都に送つたのである。

仲買人である目早は、単なる仲買人ではない。実は仲買は二つに區別され、一は旧来から株仲間を作つて間屋と同じ性格を持つ「目早仲間」であり、他は村落内部に発生したいわゆる在郷商人的仲買である。ここで両者の機能の差違を明瞭ならしめ、直接に農民と相対する末端機構を知るために簡単に目早仲間を見ておく。在郷の仲買については次項にゆずることとする。このように都市に発生した仲買は、本来間屋の手代的役割しか果たし得ないものである。その活動は次ぎのようにいわれる。^(一)

「……於山形と先々目早ト唱候もの凡六拾人程も御座候而荷主之手先ニ相成……相場之高下悉く此目早之扱ニ而取引極候」
「目早ト申者荷主之手先ニ相成捌方出来いたし荷主共相互ニ荷数捌方之多少知れざる様ニ相成居候趣」

このような目早は、すでに寛永期（一六三〇年代）に「取次渡世之者百有余人近在郷江走廻諸品之高下之見合売買に

江戸中期における商品流通をめぐる対抗（安孫子）

目早ニ見出候者五拾人」といわれ、^(二)享保十六年(一七三一)に株仲間として確立された。その「仲間定」は他の株仲間との定と変るところはない。この限りでは全く問屋に従属した仲買のようにみえるが、問屋に対してなお独自性を有していたことは、元文三年(一七三八)山形の紅花問屋が藩に要望書を提出して、目早共の「きせ花」・「置囲い花」を停止してほしいといつてゐることでわかる。^(三)即ち目早の力は、もはや問屋側が抑え得ないほどになつており、ただ単にこうした品質の問題だけでなく取引そのものにおいても、問屋と対立するに至つていたのである。問屋といふ目早といつても、同じ基礎に立つて流通からの利潤を取つており、その対立も後に農村に輩出する仲買との対抗と異り同質の商人資本として評価しなければならぬ。

さて地元山形における典型的な商人資本であつた紅花問屋は、如何に評価できるであろうか。勿論「前期的商人資本」という規定は当然であるが、より積極的に商品生産に対処する前期的資本の方向をこの段階で考察しておく。すでに述べたように問屋は干花製造という過程を担当している。この干花加工が農民の手元で行い得なかつた理由は、技術的な面においても存在したが、むしろ初期における農民の加工を商人資本が切り離し、生産過程の一部を自らの機能の内へ含んで来たものと考えの方が妥当であろう。この地方において当初より農民の加工が存在しなかつたとしても、それはその段階(紅花生産の開始期)にすでに商人資本がかかるものとして成長していたと考えるべきである。単に干花を買集めて、純然たる流通よりの利潤抽出を図ることから、加工過程を組みこみつつ生産過程そのものを把握する方向は、商品流通の・商人資本の性格の当然有するところである。しかもこの加工過程が、約一ヶ月で完了し、また特殊な職人的技術をも要しないところから、比較的簡単に商人資本

の手に奪われたのであろう。問屋は、奉公人及び日雇の労働によつて、少くともこの加工過程に関する限り部分的に、協業による生産組織を作り出した。しかし、それ以上の生産過程の把握は、紅花の栽培そのものの把握でなければならぬ。栽培そのものの把握は、勿論、農民の生産力及び生産諸関係に依存しなければならぬが、事態はそこまでは進展していなかつた。山形の問屋にとつてこの段階に許された生産の把握はほぼ次ぎのように進行したとみられる。

(イ) 品質確保 「……熟花斗摘取未熟成花堅摘取不申尤ほうし等決而摘入不申朝露之内四ツ時限リニ摘取候様ニ被為仰付被

下置度奉存候」^(四)

(ロ) 買 占 「(山形に三十数軒存在した紅花問屋の内)右元方荷主者御用達相動候長谷川吉郎次村井清七佐藤利兵衛福島治助此四人専ら之稼ニ御座候」^(五)

(ハ) 高利貸 掲げるべき適当な史料をもたないが当地方では月利拾五兩に壹分とされ、京都の紅花問屋から三拾兩壹分の申出に農民が動揺していること^(六)でその普及が知られる。なお次ぎの地主化の問題とは切り離し得ない。

(ニ) 地主化 (ロ)項の四人について明治八年の調べをみると、^(七)

村居清七 立付米 一三五八俵三斗七升九合

長谷川吉郎治 一〇九九俵二斗四升二合

福島治助 三三〇俵一斗九升八合

佐藤利兵衛 一一五俵三斗一升四合

以上の過程が考え得るのであるが、商人資本のこのような推転は、展開してくる商品生産への対応・究極的意図

江戸中期における商品流通をめぐる対抗(安孫子)

は商品生産の把握を示すものである。しかしこの過程は、商人資本にとつて必ずしも順調ではなかつた。それは次節で述べるように、農村内部にもこの過程が進行したことによる。「生産的共同体の内部」における条件の成熟は、商人資本に対するよりも農村内部での商人と地主化の道を進行させることに一層有利に働いたのである。このような展望を持つ商人資本が、一方では動揺する藩権力の支柱として編成されていることに注意しなければならない。直接、流通面に賦課されたのは紅花荷役であり、またただ一例に過ぎないが生花取引に課せられた紅花役であつた。紅花荷役は他国移出の際に課せられたもので、大部分は最上川下げの際大石田で徴収されている。この額をみると、^(八)

寛文九年（一六六九） 壹駄三〇貫 銀七匁

貞享三年（一六八六） 三二貫 金壹分と五百文

延享年間（一七四〇代） 三二貫 金壹分式朱

明和三年（一七六六） 三二貫 金壹分永式拾文

と余り大きな変化はないが、寛文から貞享へ約五倍に上つて注意されることが注意される。紅花の価格は延享年間に三十兩前後、明和年間は三十五兩であるから一%位にしかならない。

もう一つの藩への直接的連繋は、御用達となることである。前述の四人が用達として苗字帯刀を許されていることはその例であるが、山形城下の商人に御用金が課せられたのは延享年間に始まるとされ、明和期には六人の御用達が指名されている。^(九)ここで藩権力を取り扱う余裕はないが、水野藩時代九名の御用達が、すべて紅花を扱

つた商人であることは、紅花がこれら商人の致富にいかにか寄与していたかを推測せしめるものがある。

註(一) 水野藩文書「山田幸右衛門江相渡候山形御産物廻漕之儀ニ付書付」(「山形経済志料」第一集 一一四頁)

(二) 北村山郡山口村阿部孝氏所藏文書「天明歳中御役方々目早渡世之誤合御尋ニ付書上候控」今田氏より借覧。

(三) 山形市平清水清氏所藏文書 今田氏より借覧。

(四) 同右文書。

(五) 前掲「水野藩文書」。

(六) 「東村山郡史」卷三 一八八頁。

(七) 「山形市史草案」一五四二〜一五四六頁。

(八) 今田氏前掲書 第十一章一七五頁以下。

(九) 福島治助氏談「山形藩と御用金の事」(「山形経済志料」第三集 二〇頁)。

2 村落内生産者の商人化

一 在郷仲買の形成

レーニンは「ロシアにおける資本主義の発展」の中で、レース編女工の内から女商人が登場する過程を興味深く描き出している。⁽¹⁾ 最初は単なる仲介人であつたものが数回くりかえされると「女商人の型」ができるのである。紅花生産の場合にも、紅花栽培者の中から仲買人が登場することに⁽²⁾ 変りはない。販売のための生産が行われているとき、生産者の内部にこうした指向が、外部から入りこんだ商人に対抗して出てくる

江戸中期における商品流通をめぐる対抗(安孫子)

ことは当然である。しかし、紅花生産における農民出身の仲買が出るには、生産上の一つの変革が必要だつたように見える。それは史的に、在郷仲買の存在が、農民の干花製造の展開と時期を重ねて表われることである。これは決して偶然ではなく、その日その日に売らねばならずその日のうちから加工をはじめ生花の販売では、価格の不安定と時間的制約から仲買の入る余地はない。農民の販売にいくらかの自由が許される干花の場合にはじめて仲買が登場するのである。仲買は、初期にはそれ自身が少量の干花加工者であつたものが、一般農民の干花製造とともに、純然たる仲買へ変つていつたものであろう。その原動力となつた紅花生産の基本的方向についてまづふれておこう。

干花製造が、農村内部で行われるようになった時期は必ずしも明確ではない。しかし、安永元年の記録は次ぎのように干花製造の未展開を伝えている。

「……右干紅花之儀年来致馴不申候而へ出来不申……候ニ付先年々百姓手元より中置之者共水花買取候而も尙又干花致候者江売渡候義ニ而其功者不功者有之候……」⁽¹¹⁾

これ以後に徴すべき史料は、文政五年松橋村の名主堀米家の記録に、干花を五ヶ所より購入して京都に発送している。⁽¹²⁾

「一紅花三拾八袋 代金貳拾壹兩

一同五拾三袋 代金三拾兩ト永式拾壹匁

一同拾四袋 代金八兩三分式朱ト永七匁

中 沢

十兵衛殿

次郎七殿

一同式拾七袋

代金拾五兩式分式朱ト永七匁

本飯田

一同六拾三袋

代金三拾七兩式分式朱ト永五匁

彌之助殿

この購入量は一軒の農家の紅花栽培としては極端に多過ぎる。十兵衛以下の者は、おそらく生花を購入しこれを加工して堀米家に売渡したのか、或いは自らが仲買人として、個々の農家の製造した干花を買集めたものかのどちらかである。もし前者があるとすれば、特に十兵衛・彌之助のように製造量の多いものは、家族労働（奉公人を除く）だけでは行い得ず、相当の奉公人をもつか或いは日雇労働に頼つて、自ら買入れた生花を加工して販売する「小商品生産者」であつたと思われる。また仮に単なる仲買にすぎないとしても、名前を記され（地名で略記したのが二口あることに注意）屋号をもたないところから、近在の（或いは村内の）農民層出身であると思われる。こうした仲買が存在することは、すでに一般農民が干花製造を開始していなければ出現しないものである以上、安永元年（一七七二）から文政五年（一八二二）までの五十年間に干花製造が農村に滲透したとみることができると。さらに安永元年の史料が、京都問屋の農村干花製造勧誘に対する反対であり、問屋制廃止運動の一環である以上、この口実が農村側の戦術であつたとすれば、必ずしもそうした萌芽がなかつたことにはならない。或いは農村一般にはこの加工過程が入つていなくとも、一部の上層農民が行つていたことも想像できる。文政期のこうした傾向は、天保以降の諸史料に数多く見出されるので、一応史料的に安永と文政期を以つて紅花生産上の一転期と考えることにしたい。

在郷仲買を意味する史料は天保期を下るとかなり数多く見出される。農村に西里村に居住する紅花商人本木林

兵衛家の弘化五年の仕入帳を摘記してみよう。^(四)

「弘化五年仕入帳

六月朔日 高谷買 (高谷は村名)

干花四貫二百四十匁 金七両壹分ト錢四百文 清 六

二貫三百八十匁 金四兩貳朱 平右衛門

二十四貫百六十匁 金三十九兩 新兵衛

六十匁 錢五百文 松兵衛

三百匁 錢貳貫貳百匁 重三郎

六月二日 野田買

二貫七百七十匁 金四兩 文 助

(以下略)

ここですぐ注目されるのは、高谷村の新兵衛の三十九兩である。干花二十四貫というのは、紅花栽培面積に直すとおよそ上畑で六反に相当する。これだけの規模の紅花生産が、一軒の家としての生産を超えるものであることは前にも述べた通りであつて、いずれにせよ他からの買集めを含んでいたことは明かである。それが生花で買集めたか、干花で買集めたかは明瞭にし得ないが、この時機に至れば個々の家が干花をも作るに至つてゐるとは、新兵衛以外の家の干花量が丁度自家経営の規模に相応することである。即ち清六は一反級で富農における

紅花栽培面積に相当し、平右衛門・文助は五、六畝であつて、ほぼ一般農民級に該当するのである。こうした直接耕作者の手元における加工が、どの程度に進んでいたかわからないが、必ずしも全部の農民に及んだとは思われず、新兵衛級のものに、生花のまま買集められたものもあつたであろう。現に聴き取りによれば、^(五)高谷で生花を買つて加工した家が何軒かあつた。新兵衛は、今井姓であつて本家たる今井重兵衛家と並んで村役人を勤める家柄であつた。こうした家格を持つ新兵衛家が村内における有力な仲買加工人であることは当然であろう。なお聴き取りによれば、高谷の三九郎家もサンベと呼ばれ、加工をしない純然たる農村仲買人であつた。

以上、干花加工過程が村落内に入ることを農民生産力の指標として、この基礎に展開した農村仲買をみたが、今井家に端的に表現されるようにこの層はいずれも村落の有力者であり、生産力の発展の先頭に立つものであつた。

村落内に在つた商人Ⅱ地主層は、当に生産力のこのような展開・仲買層の形成と共にその地位を押し上げられ、かつこれら仲買層と対抗しながら地主化による「生産把握」へと進んだのである。この点を次ぎにみよう。

註(一) レーニン「ロシアにおける資本主義の発展」大月版全集第三卷 三七〇〜三七四頁。

(二) 「紅花世話所設置反対歎願書」東村山郡史卷三 一八八頁。

(三) 西村山郡松橋村堀米家文書 寒河江町町史編纂委員会所蔵。

(四) 今田氏前掲書 二二六〜二六七頁。

(五) 以下の聴取りは、西根村沖津常太郎氏に伺つたものである。今井家には史料は現存しない。

江戸中期における商品流通をめぐる対抗(安孫子)

二 商人地主の形成

明治八年の立附米調査で四、〇九五俵一斗九升二合の立附米を有し、村山地方随一の大地主となつている漆山村の半沢久治郎家の、地主としての成長過程は興味深い事例を与えてくれる。⁽¹⁾半沢家は決して中世的土豪的系譜を有するものではなく、本百姓より成長した地主といわれる。半沢家は、かなり早くから地主化しており、その成長の初期は不明であるが、文政二年（一八一九）の検地帳によれば、所有地は田畑二二町三反、石高二九七石四斗五升であつた。この当時すでに地主としての態様を整えているのであるが、当時半沢家は綿商を兼ねており、この地主化は商人としての貨幣獲得によつて進行したとみられる。半沢家が紅花を取り扱うのはこの文政期以降であつて、紅花問屋として京都と取引し一代にして三千俵の立附米を得るにいたつたといわれる。文政二年より十年ほど後の天保元年（一八三〇）には、田畑三四町五反、石高五三七石八斗と石高では倍加している。その後も地主として成長し、質屋を兼ねて一時は立附米六千俵に及んだのである。同じく紅花問屋であつた久野木村の青柳安助家は、早くから名主を勤めておつたが、その所有高の変遷は次ぎのようである。⁽²⁾

正徳二年（一七一二）	五四五・二八六	天保五年（一八三四）	一二六〇・七三
宝暦二年（一七五二）	五三・五七四	弘化三年（一八四六）	一三〇・六八二
天明二年（一七八二）	六三・六四〇	嘉永三年（一八五〇）	一四九・二五四
享和三年（一八〇三）	七六・八五九	安政三年（一八五六）	一五七・七八六
文化三年（一八一五）	八六・一五〇	慶応元年（一八六五）	一六一・五五六
文政三年（一八二〇）	一〇八・四七四	明治六年（一八七三）立附米二、九一〇俵	

紅花を大きく取扱つた農村内部の商人は、いずれもこのような地主化過程を辿つてゐる。そしてとくにこのやうな大地主に成長するのは、仲買的商人ではなくて京都へ荷送りする問屋商人であることは注意される。農村内部に出て来た商人が、最初いかなる形で紅花問屋を始めるかを考察してみよう。青柳家においても紅花を仕入れるときは、その資金を他から調達しなければならなかつたといわれる。^(三)干花一駄三十二貫の価格は、地元山形の買入れ相場で、(これは年により、また質により極めて変動の激しいものである)享保期二十五両、明和期三十二、三両、寛政期四十二、三両、文化・文政はやや下落し、天保期には五十兩位となつてゐる。^(四)このように極めて高価なものであるため(米価は天保期で一分一朱位)二、三駄発送するとしても大きな負担になつていた。この事例を挙げよう。これは前にも引用した松橋村堀米家の「紅花買目録」である。

仕 切

(前略)

(紅花三駄五袋 外に運賃・諸掛り・荷役金の計)

×金百五拾六両三步ト錢拾文

右 割

藤兵衛殿分 金五拾八両壹步式朱ト五文

四郎兵衛分 金五拾八両壹步式朱ト五文

内

江戸中期における商品流通をめぐる対抗(安孫子)

金五十五兩 午六月廿七日と七月十五日迄ノ五度ニ相渡ス

金式朱ト百六拾五文 三駄分御役永

小口ノ金五拾五兩式朱ト百六拾五文

引残る

金三兩式朱ト六百六拾五文

此利式朱ト百九文

右ハ午七月と十月半迄ノ三ヶ月半ノ利足也

元利ノ金三兩壹歩ト七百七拾四文

外ニ金式歩 茶 代

合而金三兩三步ト七百七拾四文

右之通不残相払此表出入無御座候以上

堀米四郎兵衛

文政五年午十月七日

吉田藤兵衛殿

以上繁を厭わず掲げたのは、ここにみえるように、資金に乏しい問屋の調達法をみるためである。堀米家は先にも述べたように名主であるが、屋印を「や」と称した問屋でもあつた。しかし、紅花発送の資金不足は明瞭であつて、このため紅花仕入金その他荷役金・運賃等を吉田藤兵衛から融通して貰い、同時に半額は藤兵衛の出資と

している。吉田藤兵衛家はどのような家かわからないが、商業町谷地町に吉田姓を名乗る紅花問屋があるので、あるいは谷地の問屋かもしれない。堀米は藤兵衛から借りた自分の出資額五拾八両余を六度にわたつて返済しているのである。堀米家が出資額の大半である五十五両を二十日間位で返済し得たにも拘わらず、まず借りなければならなかつたところにその弱さが窺える。しかし注意すべきことは、借金をしても、また出資の半額を他に求めても、紅花市場への参加を企てるという意図の蔭には、農村自らが作り出した商品生産の果実を把握しようとする。これら上昇期の農村商人層と前期的商人資本との対抗関係を読みとることができることである。この対抗関係は次項でみるように、ただ同じ市場への参加を意味するのではない。旧来の特権的株仲間の市場に対して、或いは直接に株仲間の廃止を要求し、或いは抜売りとして対抗しつつ、新たな自由な市場を求めての闘いとして現象するときに、最も明瞭にその性格を把握出来るであらう。

ところで、上に述べた半沢家・青柳家の場合、地主として急激に成長して来るのは、いずれも文政・天保期であつて、先にみたように農民の手元における干花製造が一般化した時期と重なる。このことは、新らしく展開した紅花生産が、漸次個々の直接生産者の自立化をひき起し、個々の家の貨幣経済化となつて現われた結果と考えられる。個々の家の貨幣経済化が、同時に農民層の分化を促進し土地所有の階層分化として進行したのではなからうか。しかもこうした農民層の分化というものが、まず土地所有のみの分化として現象するほどに、分化の底が浅かつたともいえる。この緩慢な農民の自立化と分化は、とりもなおさず、封建的共同体の分化・崩壊過程であるが、この共同体の分化の過程の中に、土地所有の分解即ち地主—小作制の成立根拠を求めなければならない。

が、しかしここではそれを論ずる余裕を持たない。今は地主—小作として新たな階級関係を持つに至つた農村商人地主層の行方を追うことにする。

註(一) 及川・柏倉・山崎三氏編「山形県農地改革史」二八頁に記載されているG家が半沢家である。以下の数字はこれに換る。

(二) 天童町編纂委員会編「天童の生い立ち」一四七頁。

(三) 同右書 一四八頁。

(四) 千花価格の年々の平均値を算出することは不可能に近い。ここでは極く大雑把な数字をとつた。詳細は今田氏前掲書附録二八一頁以下を参照のこと。

3 市場をめぐる対抗過程

一 京都の紅花問屋 京都の紅花問屋に関して、「大町念佛講帳」享保二十年(一七三五)の項に次ぎの記載がある。^(二)

「……上方より下衆彦人も無御座候其故ハ去冬絹糸こと／＼高値諸職人紅屋及難儀候所四月九日二条様より紅花相調ニ田舎へ罷下不申候様ニ急度被仰付殊ニ紅花さばけ口之儀向後問屋拾四軒之方より紅屋百四十八軒之者其買可申候而猥リニ売買不仕候様ニ被仰付候年行司紙屋勘兵衛いせ屋理右衛門別而被呼出堅被仰付候仍而右之趣最上へ申来候而諸人難儀ニ存候……」
即ち京都の紅花問屋十四軒は、この年から仲買の買占権を獲得し、紅屋(製造業者)はこの問屋を通さず直

接取引することが禁ぜられた。問屋十四軒はすでに元祿二年（一六八九）に「紅花問屋」四軒、「紅花中買問屋」六軒、「すあい」四軒として表れており、また年行司を立てていることから株仲間を作つていたことが知られる。(三) こうして、京都の問屋または紅花屋が山形へ下つて直買することが差留められたのであるが、この時期が享保であることと、三年後の次ぎの史料からこの買占の性格が窺える。

「……当月京都紅花問屋中御当所荷主仲間共方江書状到来仕候ハ紅花之儀古來隨一之出来ニ御座候処近年に至り出来不宜
……如何様之品ニ而出来不宜候哉ト問屋中評議御座候……自分摘様古來之通熟花ニ至候得而摘取未熟之花摘入不申様ニ申合
其上御上様之御威光を以相直候様ニ相願可然趣申越候……」(四)

第一節にも述べたように享保を劃期とする紅花栽培奨励に伴い、この流通を担当しその過程から利潤を搾出する特権商人に対して、領主はこれら特権商人に仲間としての特権を与え、それより得た取引の利潤を或いは冥加金として、或いは広く用達として、收取する段階に至つていたのである。この場合の領主は、二条奉行の背後にある幕府であつて、享保の変革が貨幣經濟の深化に伴う・農民的余剩部分に対する・幕府なりの対応の形態であることも前に述べた。紅花仲間設定の背後にも「其故ハ去冬絹糸ことく高値諸職人紅屋商及難儀候」という事実があり、貨幣經濟のもたらした物価の騰貴に対して、特権的製造業者（紅屋・織屋）が特権商人と組んで原料購入の安定化を図つたものといえよう。すでに全般的に成立していた紅花生産は、もはや余剩販売の性格を脱しており、ともかく販売目当ての恒常的な商品生産となつたいた限り、たとえ高率貢租によつて余剩生産部分が残らないにしても、貨幣關係をめぐる對抗としては激突してくる。京都におけるこうした特権市場に對抗する生

産地には、地元特権商人及びすでにみた農村内部の様々な階層関係の萌芽があつたわけだが、この激突の主体者を分析しつつ、対抗関係の内容をみることにしよう。

紅花問屋仲間が設置されたから僅か六年後、寛保元年（一七四一）には次ぎの記録が出る。

「京都江商人相名代ニ甚右工門藤助新二郎忠助寒河江より六郎兵衛五兵衛罷登候而ニ糸御役所江御訴申上願之通被仰付候只今迄は壹駄ニ付銀式百五拾匁問屋中間ニ而口銭取申候儀も向後相止申候……」^(四)

甚右衛門以下の商人は、早くから商業町として知られた谷地町の商人であり、寒河江もまた近在の商業の中心であるから、これらの訴人はいずれも商業を主とした前期的商人の性格が強いものであつた。そしてこの最初の問屋制廃止の闘いは、これら前期的商人間の流通利潤をめぐるものとして現われたのである。少くともそのヘゲモニーは商人層にあつた。それは単に代表者が商人であつたことばかりでなく、口銭廃止の面が強く意識され、後にみるような取引手狭に相成るからという意識はまだ明瞭でないことにもみえる。訴えた願意が明瞭でないのこれだけでは農民的要求が加わつていたかどうかは判断し得ないが、ともかくこのような形を前期的商人間同質な立場に立つた闘争と考えよう。しかし、この背後には、権力によつて市場を安定・固定せしめなければならなかつたこと自体に、貨幣経済の深さ・農民生産物の商品化の進展があり、かかる生産を基盤としてその争いが起つたことを認めなければならぬであろう。しかもなお、農民がこの争いの中に積極的に乗り出してないところをみると、農民が直接に自分達にかかつてくる紅花取引の影響を意識することが弱かつたのであろう。それにしてこのときは一応問屋口銭が廃止されたのである。

京都の間屋制はこのことで格別大きな打撃を受けたのではなかつた。これら拾四軒の間屋は、わずか十年位後遅くとも宝暦二、三年（一七五二年頃）には再び間屋制をとつてきたようである。宝暦五年、前記の谷地の商人を中心として、大坂の商人上年屋に紅花間屋を立てさせ京都の株仲間（五）の独占売買を破ろうとした事実があり、このため京都側では示談を申込んできたといわれている。ここには、明かに特権市場を忌避して新たな市場を求めようとする意図が出はじめている。この事件の経過は詳かにし得ないが、さらに十年後の明和二年（一七六五）には次ぎの記録がある。

「当年紅花間屋拾四軒御取上ニ罷成古米之通紅花出生之國々江直下り相成候様ニ紅屋最上荷主相方へ小野日向守様を被仰付候ニ付大勢郡中之百姓悦申事ニ候当時願人荒町吉田五兵衛前小路金右衛門並伝藏当町吉田五郎兵衛右四人願成就悦帰国仕候」（六）

ここでもやはり、直接に反抗運動を行ったのは商人層であつたが、しかし寛保の記録にみられない「郡中の百姓悦申」という言葉からみても、明らかに間屋制が生産者にとつても桎梏となつていたのである。農民的要求はここでも依然としてわからないのであるが、もうこの段階ではそれが明瞭に胚胎されていたであろう。それは翌明和三年間屋廃止後の第一年の記録には、

「一、当年京都を紅花並ニ問屋者兩人山かた直買ニ下り申候依之百姓方甚氣つよく有之直段高直仕候

一、生花百匁ニ付四拾五文五文迄日照り花八十五文を九十文迄山かた之儀八百拾文迄仕候依之百姓共近年無之取申候（七）
花）山かた上物六拾五匁を七拾兩迄仕候……尤京着直段相立不申候」

江戸中期における商品流通をめぐる対抗（安孫子）

といわれているように、農民は極めて強気に売りに出たのである。その価格を見ると、その前年には干花山形買入二五〜三五両、京表三六〜四二両、前々年は山形で二二〜四一両と記されているから一躍二倍位に暴騰したのである。生花については前二、三年の記録が少いので、宝暦末年でみると六〇〜三〇文であつてこれまたあがつている。とくに生花の販売は直接に農村（個々の家と思われないことは上述の通り）へ入るのであるから、「百姓甚だ気強く」という言葉もうなづけよう。生花の高騰は当然干花の高騰となつて表われ、このため「京着値段相立不申」ということになつたのであろう。問屋制廃止直後におけるこの農村の好況は、農民が問屋制廃止をただ商人に任せて自らは無関心でいることでは起り得ない現象である。地元問屋商人が、下から農民の強気な生花販売によつて圧迫され、上の上方商人に対しては値段相立たずというようにして取引が円滑に進まない状態に追込まれたとすれば、この闘争の成果は専ら生産者たる農民の手にはいることになつた。記録は農民の好況だけを伝えているのである。

京都の問屋十四軒は、これ以後仲間としては登場して来ない。しかしこのことが決して農民にとつて商人資本に対する最終的な勝利を意味したのではなかつた。価格だけみても四年以降生花の価格は五〇文を平均とするようである。干花の価格も二五〜四五両に抑えられていた。農村の好況は一年で終つたようにみえる。

註（一） 今田信一氏編「谷地町大町念佛講帳」同年の項による。

（二） 京都の紅花問屋・紅花については、大阪絵具染料同業組合編「絵具染料商工史」四四一〜四四六頁参照。なお今田氏「最上紅花史料」も同じものを出されているが、個々について詳しくは、一六四〜一七二頁参照。

(三) 前出平清水清氏所藏文書

(四) 前掲「大町念佛講帳」同年の項。

(五) 今田氏前掲書 一九九〜二〇〇頁。

(六)、(七)、(八) 前掲「大町念佛講帳」。夫々その年の項。

二 市場をめぐる対抗とその限界 後年の記録によつてみれば、問屋制廃止後紅花荷宿が設けられて口銭はと

らないが、売人買人を直談させないものであつたようだが、京都へ送つた紅花は必ずここを通さなければならなかつたものか否かは判明しない。しかしともかく、直談させない取引の蔭には不正な点があるということをも理由として、明和八年(一七七二)には江戸の大黒屋九左衛門が、京都に紅花世話所一ヶ所を設け売買を直相對にしたいと願ひ出たようである。このときの農民の動きをみよう。(以下の史料は断らない限り東村山郡史卷三 一七七〜一八八頁による)

史料からみては江戸大黒屋と地元の商人とどちらが先であつたかわからないが、幕領諸藩領にわたつておよそ百ヶ村が、紅花世話所を設けてほしいと江戸表に願ひ出ている。このときの地元の発起人は米沢藩の飛地である高揃村の商人佐五兵衛・五平治の二人であるが、この二人と大黒屋との間には連絡があつたとみえ世話所を設立したときの条件三ヶ条が示されている。この願書に署名した村々が賛成した理由は、一、世話所ができれば取引が自由になるので百姓もよくなるだろうということ、二、低利貸金が与えられれば売急がず高値が待てること、三、高揃・谷地その他の印形があるから差支えないと思つたこと、の三点であつた。これに対して多くの村々か

ら反対意見が出されたが、その理由は、一、直売買になつてから百姓が不利になつた事實はないこと、二、問屋十四軒でも取引手狭であつたから一軒ではより悪いこと、三、口銭をとられては、地元商人がそれだけ安く買うから自然百姓の生花も下値になること、四、低利金を借りても百姓は生花でその日の中に売るから高値を待てないこと、等があげられており、その結果前に願出た村々も、前借りは引当の紅花を廉値に叩かれるからという反省をして、願を取下げるにいたつたのである。

この前者の申立をみると、商人の利益は百姓の利益と同様に考えられ、それは高揃・谷地の印があるからとして商人町であつた二つの町を引き合いに出していることからわかる。度々出たように、谷地は村名ではなく町名であつて、その中に兩大町荒町前小路等の村を含む純然たる商業町であつて、最上川以西の紅花は谷地の問屋から、以東の紅花は山形の問屋から発送するのが慣わしであつたほどに初期から商人問屋の集つていた所である。とすれば、世話所設置が江戸商人の発意であつて、谷地高揃の商人がそのもとに集り、農民の名を連ねて運動を起したものとみられよう。しかも各村々の署名は、「差而相障リニ相成候儀無之候ニ付印形仕候儀ニ御座候」というほど自主性のないもので、「五平治佐五兵衛を私共村々心付建而惣代ニ相頼江戸御奉行所江為願候と申儀ニは無御座候」というものであつた。この願書の中には「余国之者願人に相加り候由右兩人申聞候」とあるが、江戸大黒屋を中心とし、かなり広範な運動を起していたものではなかつただろうか。江戸商人対京都商人の対立の中に、生産地の商人がまき込まれて来たように思える。

これに対して設置反対に立つた村の数は圧倒的に多い。幕領百二十六ヶ村でいえば、願書に署名した村二十二、

反対七十二、紅花を栽培せずとした山村三十二となつておる。反対した村は、低利金は農民に關係なく商人のみ利用できるものであることと、口銭がかかることは農民の不利として、口銭の代償たる低利融資の階級性をつき、さらに商人にとつても借金引当の売買は不利であると述べて強硬に抵抗した。これらの陳情書はすべて村役人連印のものであつて、前にみたように在郷仲買層、若しくは後に商人地主に成長する層を含んでいた。少くとも明和期では、村落内の生産・政治面における主導層といえる。反対理由にもあるように、当時大多数の農民はまだその日の中に是非とも売らねばならない生花販売の段階であつて、景氣を待つ余裕は全くなく、一部干花製造に向つていたのはかかる上層農であつた。上方の景氣によつて大きく動かされるのは、その日の生花の質によつて価格変動の烈しい生花よりも干花の方であつて、この両者の統一的意志として世話所反対が叫ばれたのである。しかし紅花生産の未熟は、全地域的に統一はされず、江戸特権商人に結びついた一部地元商人の運動によつて分裂されたのである。後年、農民自身がこの闘いを省みて次ぎのようには、その間の成長を示している。

「……世話所ヶ所ニ相成不益之儀も出来可仕哉難計之旨見越候郡中も有之村山郡区々ニ而是迄願成就も不仕候処……」

しかしこの明和末期の反対闘争は漸次多くの村を含んで来て、一応郡中の大勢となつたようであるが、それにも拘わらず、幕府は明和九年七月には郡中各領惣代を江戸に集め強権を以つて世話所設置に関する請書を提出させている。しかしこの請書の中においてもなお農民側は「乍恐愚昧之百姓存知寄ニ付」といつて強硬に抗辯し、最後に試みに一年だけ設置し期間内でも差障りがあれば世話所御免の訴訟を起すといつてゐる。

紅花世話はこうして設置されて来たが、この間の郡内相互の關係がどうなつたかは明瞭でない。しかし、明和

二年最終的に問屋制を打破し、直売買による自由市場を求めた生産地も、幕府権力にバックアップされた新たな特権商人資本の抬頭によつてその下に連繫した一部生産地商人を分裂させつつ再び特権市場へ押し込められて来たのである。紅花世話所に対する反抗はここで終つたのではなかつた。寛政十年（一七九八）の世話所の議定書は一年毎に更新されることを示しており、取引金百兩に対して三兩の口銭の中から郡中備荒米代金二百兩を差出すことになつたが、この二百兩もそれまでは地元商人の旅費に当てていたものを「百姓方の益筋ニ響不申由ニ付此度振替候」というもので、地元における商人と生産者との対立は益々明瞭となる。しかしこれが郡中に割戻されたものとしても、その実権を握る郡中惣代名主層はほかならぬ商人地主層であるから、正確には都市との対立といふべきであらう。しかも、世話所に対する「郡中」の監視は益々強くなつて、十年後の文化五年（一八〇八）には、

「右世話所株式之儀を引受人兩人之爲相任候儀ニハ無御座郡中ト相持ニ仕右之仕法ニ而百姓不益之筋も有之候ハ、不限何時願之上仕法替仕候旨申合……」

として郡中より三四人を京都に派遣し、その費用を世話所持ちとして監視するに至つた。しかし世話所の廃止をせずに、いわば妥協的に改変するだけであるところに問題がある。生産者農民の圧力ばかりを評価しておれないのである。明和以降の仕切には大阪江戸の問屋商人の名が数多く表われるが、これはいわば京都問屋の独占だけを破るものであつて、天明五年（一七八五）には京都側からの提議によつて大阪にも紅花問屋仲間（三軒？）が作られ、慶応頃には四軒となつた。これに遅れて文化十年（一八一二）に江戸十組問屋が公許された際、白粉紅

問屋は丸合組として加わり紅花を統制している。^(四)このように特権市場は分散したにとどまる。紅花における国内市場への指向は偏向されているようである。ここで「郡中」の支配者をもう少しみなければならぬ。

註(一) 今田氏前掲書 二二一〜二二二頁。

(二) 同右書 二二五〜二二七頁。

(三) 「大阪市史」巻三 一一〇五頁 「補達二二二」。

(四) 江戸丸合組の統制については、前掲「絵具染料商工史」四五六〜四六八頁参照。

三 商人地主と生産者との対立

地元生産地における紅花流通をめぐつての対抗を示す史料はほとんどない。

しかし特権商人も商人地主層も紅花だけを扱つていたものはまずないと思われるから、これらを商人或いは問屋一般として把えるときは明瞭な闘争が見出される。

さきに明和々文政期をもつて、在村仲買、商人地主の発展期と把えたのであるが、紅花に限らず在村商業が増加して来ていることは、寛政六年(一七九四)藩が次ぎの事実を認めたことでもわかるう。

「御城下之家數漸々相増は農民が商家に変する故なり、村中にも十に二三は商人の業にて渡世する者有り」と聞ゆ以來屹と御制禁有り度事なり^(一)

ところで享保の長瀨村質地騒動以降村山地方に起つた一揆約二十三回の中、不作・米価騰貴・夫食要求以外のものは僅か三件であり、この一揆の対象が藩であることよりも、商人或いは富豪と呼ばれるものが多かつたことは注目^(二)に値する。即ち宝暦五年山形の富戸が破壊され、同年天童でも米商が襲われた。天明六年には寒河江の米商・

江戸中期における商品流通をめぐる対抗(安孫子)

酒造家が襲われ、同六年寒河江では、八幡原に集合した「三ヶ村百姓代高持」の連名で、同町市右衛門から夫食代千貫文を強要借用し、返済後も備荒米代として積立てておくことに成功している。市右衛門は当時「高八拾七石五斗六合、親族并作下男共家内都合十八人」という農村商人である。こうした高持・百姓代を先頭とする整然たる一揆は、その典型を享和元年（一八〇一）の「村山一揆」に見出し得る。

この年是不作米価騰貴して「細民頗る困苦す而て富農の徒往々米穀を占買す」といわれている。紅花は「五月下旬より暎候得者百姓騒敷事も無之罷在候処紅花以之外下直其上一向に買人無之」といわれ、この紅花下値米高値から一揆が起る。騒動は六月二十三日天童の南三本松に群集することに始まり、代官所の警備を尻目に翌暎解散、二十六日集合して解散、二十七日にも繰返したが、情報はまちまちで天童織田藩は收拾がつかなくなつた。二十七日夜数千の農民は、茨崎・山家村を通り久野本村に至つて明石家を打壊し、先に述べた青柳平塚両家等に米価引下を保証させ、二十八日には東根、柳さや道（？）、後沢、伊野沢、天童の商家に対して米価引下要求或いは打壊しを行つた。しかも途中の村々で農民を糾合し、二十九日暎方三条目村の商人兼質屋小八及びその縁戚を打潰し、昼には山形城下に達して城兵と激突したが退散せず、馬見ヶ崎河原に陣して山形を圧し、「用水路立切城内之吞水等不自由いたし候巧に而乱入之躰に相見え候」と幕領代官にいわしめた。一方二十八日から北部の別隊は山口村伊藤家・若松村本寿院（明治六年小作米二、六八三俵）等を襲つて、七月一日には山形に到着合流し「徒党之者共凡志万余」といわれた。これに対して幕領三代官所、山形藩、天童藩、米沢藩、上ノ山藩、新庄藩はそれぞれ兵を出したが、「逆も荒立候而は尙更騒立候様にも可相成ニ付縦令不聞請候共理害申聞候外有之間敷被存候」としてその要求を聞き入れる

ことになつて終結したのである。

要求は、一、米価引下、二、質物利分引下、三、油粕米糠の中買禁止、四、夫食米貸下であつて、直接に領主に対するものは第四項のみであり、領主が第四項を除いて他を認めたことによつて解散したのである。この一揆が商人に對する闘いであつたことがわかる。目標とされた商人は必ずしも多くはなく、いづれも富商・商人地主層と目されるものばかりであつた。しかも一揆に参加を要請した無名の回状が各村役人の手を経て伝達され、北郡の最も山奥の次年子村で伝達すべき村がなく止まつていたことは、この一揆が村役人をも同意させるものがあつたのであろう。また主謀者として処罰（遠島）を受けたのは山寺村の百姓二人であることをみても、要求第三項中買禁止をみても、この闘いの原動力は生産者たる小前百姓にあつたことがわかる。在村仲買層は参加こそすれ直接の敵とはなつていないが、要求の中にこの層をも排除せんとする生産者の力を認めなければならぬであらう。しかもこの激しい闘争に對してさえ遠島二人他は過料銭という処罰しかできなかったことから、対象となつた商人が処罰されていることから、藩権力の後退と共に小前百姓層の力を評価できるであらう。

なおこの一揆の最大の原因として米価が問題となつてゐるが、一般農民にとつてそれが問題になるのは貢納と夫食米であるが、こうした米の売買はこの時期にはすでに一般化してゐたようである。この米及び雑穀をめぐつて小前百姓が蜂起することを防ぐことは、天明三年より名主連合の下に郡中議定として行われたのである。^{三三}村山郡はこの頃四幕領一預所六藩領一知行所に細分されていたが、こうした領分を超えて郡中議定を行うことの背後には、相続く凶作、それに促進される土地所有の分化に伴う困窮農民の増加を、もはや藩が救済することができ

ないほどになつていたということがある。この危機を一時的にも緩和させるためには、村落内部の支配者による封建的恩恵を必要とした。しかもここまで展開した商品流通・小前百姓に滲透する貨幣経済・市場の農民的深さの段階では、もはや個々の村落支配者の力だけではその恩恵も效力を持ち得なくなつてゐる。そこに郡中議定として、名主連合による共同対策が行われるのである。こうした共同対策は専ら商人的機能に對するものとして現われた。本来自らが商人地主層である名主は、「名主」_{II}封建支配者として連合することによつて商人的機能を陰蔽したのである。議定書は酒造を禁じ米雑穀の他国出しを禁じてゐる。しかも郡内での米穀の流通・集中は「封建的恩恵」によつて一般農民に配分されるのである。郡中議定は文政・天保と続いていくが、菜種作付を禁じ、^(四)燈油・油原料・紅花種子・酒の移出を禁じ、酒・菓子類の製造を止め、自ら市場を狭くするに及んでは、紅花・青芋を先頭として益々商品経済する生産者の基盤の上に商人としての自己の性格と矛盾し、天保七年以降郡中議定は廃止されるのである。ここから幕府が自ら商品経済に對せんとした積極的な流通改革である天保十三年までは僅かである。

紅花問屋を廃止し切れなかつた商人地主層は、自らも屢々一揆の対象となり、これを妥協的に解決しようとしたことの中に矛盾は益々明瞭になつていつたのである。

註(一) 「山形県史」卷三 二八〇頁。

(二) とりあえず山形県農地課編「山形に於ける百姓一揆資料」以下の一揆資料はここによる。なお、二件を東京都立大学図書館所蔵「水野家文書」により追補した。

(三) 「西村山郡史」卷之五 二七〜三二頁。

(四) 文政八年議定は「山形県史」卷三 五九四〜六〇〇頁。天保七年は同、七六三〜七七七頁。

三 商人地主の矛盾的性格と推転方向

以下、別稿で詳論したいが、商人地主層の藩への連繋及びそれへの対抗の相矛盾する二面を指摘し、その推転の方向に見通しをつけておきたい。

一 藩専売制の失敗 一般的にいってこれほど「国産第一」のものとして奨励され、また全国第一であつた村山地方の紅花生産が、ついに藩権力による専売制を成立せしめなかつたことは、藩権力の弱さによるものがあるとはいへ、生産者の逆転し難い商品経済への接触と、これは支えられた流通担当者・とくに藩権力にまだ連繋していない在村問屋層の商品把握の強さを示している。紅花だけに關していえば、^(二)宝曆七年(一七五七)紀伊藩では「紅花を京都御屋數ニ而御出入之御用達共江壳拂度思召之由当秋八月紀州様御役人中京都御奉行所江被仰上候」といわれているが許可になつたかどうかはわからない。これは京都問屋の強い反対に遇つてゐる。幕末嘉永六年(一八五三)水戸藩は大坂に国産売捌所を設置して、紅花外五品の藩直売を行つた。また同じく染料である阿波藍に対する徳島藩の統制はよく知られるところである。

山形藩においては、激しい領主交替が見られるが、専売制をもくろんだのは最後の領主であつた水野藩の例しかわかつていない。年号は不明であるが内容からみて弘化三年(一八四六)と思われる「山形御産物廻漕之儀ニ

付書付」は、「国産第一のものは紅花であるが」と書き出している。しかし、藩専売制の困難な条件として

(イ)「元方荷主者御用達長谷川吉郎次村居清七佐藤利兵衛福島治助此四人専ら之家業ニ御座候何れも相応之富家ニ御座候御領主之御威光ニ而毛容易に变革相成兼候事ト奉存候」

(ロ)「前条四人……いまだ御恩沢を蒙事薄く……御用相勤候も自然踏止兼候事ト奉存候」

(ハ)「目早六拾人程も有之候程之儀ニ付御城下之潤沢ハ不少事ニ御座候御手捌之御目論見ニ而ハ容易ニ成就致間鋪候」

(ニ)「先々右様之仕米御座候間……當時御必至御困窮之御勝手ニ而ハ容易ニ御自力ニ而之御成就ニ可成様無座候」

等を挙げ、「彼等之利潤相増候ハ矢張御領主之御蔵之実候道理ト奉存候」といつている。さらに若し行うとすれば、「上方其外身分相応之引受人江山形身元之者江得ト談合引合行届候上ニ無之而ハ」駄目であろうとして、これらの商人に対してはなはだ気の弱いところをみせているのである。ただ一つ、上方より白木綿数万反を回送し紅染にして、上方へ廻せば国益になると積極的に述べているのが注目されるが、これも実行された模様はない。水野藩としては、これら商人層に対して全く無力であり、直接に生産そのものを把握することなく、主として御用達としてこれら商人層を利用するに止まるのである。ここで水野藩が主として山形に居住する商人・目早だけを問題としているのはただ領地によることだけであつて、当時の水野領は山形城下三十三ヶ町の外二十二ヶ村に過ぎず、それも近郊の村々であるため城下商人の力が直接に及んで有力なる商人が生じていなかつたことによるであろう。明治八年立附米八百俵以上の地主の調査にはこれらの村から一人も入っていないことではぼ村の状態が推測出来るであろう。水野家の財政窮乏は、後に他領の商人地主層からも臨時御用達に取立てて借金するに至るのである。

註(一) 前掲「絵具染料商工史」四四八〜四四九頁。

(二) 水野家文書「山形経済志料」一一三〜一一八頁。

二 商人地主層の特権化

本来、その機能としては藩と連繫することなく、一部分村役人たる資格で権力の末端部分を代行していたにすぎなかつた商人地主層は、それ自身に封建制を掘り崩す要素をもちながら、反面権力との直接的連繫をもつに至る。異質的機能をもつとはいいながら、村落の支配者、封建的共同体の支配者として封建領主の機構に組みこまれていたこの層が直接的に特権化していつたことは、それ自身封建制の、補強ではあつても、矛盾・崩壊の過程であつた。

この直接的連繫の例を二つの点でみよう。第一は、主として農民救済をもつて表彰され苗字帯刀を許される型に典型をみるものである。封建的給付関係からみれば、これは改めて表彰する必要のない当然のことであつて、農民の中の支配者はこうした恩恵を与えなければ、本来の自分の基礎が危くなるのである。しかし、その具体例をみてわかるように、藩がこれを奨励した表彰しなければならなかつたのは、ほかならぬこの商人地主層が「封建的」な村落支配者としての性格を稀薄にしていることに原因があつた。これを具体例のなかでみよう。

大蔵村の稲村家^(三)は宝暦頃から土地を集積し、居村に七十六、七石を有し、文政期には居村では増加せず、他の三藩領に三百五十石を持つに至つた。安永期には下男十四人下女五人、寛政期には家内二十七人で「貞実ニ農業出情仕」といわれたが、傍ら青苧・紅花・蠟・漆を積出し、魚・塩・油を積入れる問屋であつた。この稲村家は寛政五年(一七九三)苗字帯刀を許されるが、稲村家は寛延二年村内百姓へ百十五俵を無利子五年賦で貸与え、

江戸中期における商品流通をめぐる対抗(安孫子)

宝曆四年七百兩の米を買つて「村中一統近村迄茂同様」に貸与え、困窮者からは代金を全くとらず証書を返したので「百姓共力を得他国出致もの無之」、天明三年村の上納米を一手に引き請け、翌年は村内に六十俵を無償で、六十五俵を五年賦無利子で差出し、さらに百二十兩を投じて安売米を施したが回収した代金は十兩にすぎなかつた。このときも代官から銀五枚を「褒美」として貰つてゐる。さらにこの頃から作馬五、六十頭を調へて「村内は勿論近村ニ茂」貸渡してゐるほか、石切人足をかけて道路石橋を修理し、神社を建て、法事には法養米二十俵を無高百姓に施し、毎春五穀成就の祈禱を行つてゐる。表彰される前年の寛政四年には、郡中備荒米資金を設けるに當つて、「(稲村)七郎右衛門重立郡中江申致候故一同得心仕相調候義ニ而……身元宜しきもの追々余計之金子差出候」といわれてゐる。この結果苗字帯力を許されるのであるが、この中には封建的な・小共同体の親方としての・救済事項と共に、単にそれのみでは律し切れない他村他領さらに郡中全部に及ぶ明治期の地主を思わせる要素が表われていることが注意される。それはより封建的な目に見えない恩恵と共に、顕現化された救貧或いは社会保障的要素を帯びてゐる。勿論そうした要素が近代的といえるものではないが、商人地主として押し上げられた地位は、自己の土地集積の範囲或いは、自己の商品取引・流通経済圏の範囲において、小共同体乃至村落の外に救済の恩恵を強制されたのである。その恩恵がなご自己の地盤において行われてゐる限り、それは当然小前百姓の義務を前提とする。そのことはまた封建的共同体が崩れつつもはや共同体として見分け難くなつてゐるにも拘らず、それだけ稀薄化し拡大し分化した共同体的要素を残していたことを意味する。そしてほかならぬこの村落内支配者を変質し、共同体をかかる方向に分解させたのは、農民の一貫した自立化過程Ⅱ商品生産の深度によつた

のである。

こうした例は、^(三)柴橋村安孫子伝四郎家、黒沢村渡辺久右衛門家、八鍬村工藤八之助家、漆山村半沢久治郎家においても年代はやや遅れ天保以降において明かになっているところである。藩権力が自己の基盤たる封建的小農を維持するためには、検地村落内の共同体的連帯責任だけでは果し得なくなり、商人地主層の救済に期待せざるを得なくなつたのである。

もう一つの特権化は御用達化である。年代は不明だが水野藩（弘化二年以降）では、士格御用達・新御用達という城下商人の外に臨時御用達という名がその都度表われてくるが、この中に達摩寺村与惣右衛門、岡村九左衛門、惣右衛門、浜江村幸八、大谷村清助、柴橋村伝四郎、黒沢村久右衛門の名がみえる。^(四)後二者は、前出の渡辺・安孫子家であつて、両点で藩への連繫を示している。これらはいずれも明治期には明瞭に地主化の過程を辿る家である。

註（一） 東村山郡大蔵村「稲村家文書」による。今田氏より借覧。

（二） 「東村山郡史」巻四 三九〜四一頁。

（三） 長井政太郎・工藤定雄両氏「近世における地主の發達」（山形大学紀要第四号）四一〜四四頁。なお半沢家の事例は、東京都立大学図書館所蔵「水野家文書」、「神谷四方之助言上」（慶応二年）による。

（四） 同右「水野家文書」、「書上」による。

三 藩権力との対抗面

商人地主層と領主との連繫が、本来封建制に対する否定的異質的要素の上に行われた

江戸中期における商品流通をめぐる対抗（安孫子）

もの・藩からいえば商品経済化に伴つて分解する封建農民の維持固定の対策の上に行われたものとすれば、商人地主の機能はこの連繋の中に矛盾を持つてくる。商人地主層は、それ自体農民の分解の促進者であり、また自らも分解した上極として成長するものである。このため藩がこの層と連繋するに止まるかぎり、ますます領主財産の危機を内攻・深化させていく。その具現化した例は、藩財政の窮乏に伴う絶えざる彌縫策であり、小作地の増加による担税農民の不安定である。藩財政をここで論ずる余裕はないので、より端的に表われた小作化の点について指摘しておく。

永代質地の禁令が、江戸中期以降事実上空文化し、当地方においても小作地が増加したこと、それ以上に他の地方に比して高率を示していることは第一節でふれた通りである。しかも当然のことながら、地主による土地集積において最大の制限は貢租負担であり、その基礎を提供する封建的土地所有制であつた。永代売禁令を始めとする諸制約は、事実上の売買にもかかわらず、土地市場の成立を法的に束縛し、そのため地主の土地集積はさまざまな傾向・擬制をもつて現われるのである。地主としての封建領主との対立面は、ここから生ずる。ここでは一例として藩権力による質地取戻しの例を挙げて、その集中的表現をみよう。

前出の黒沢村渡辺家の文書には屢々高抜き質地が見出される。このため質入人は、作徳米を地主に渡し、その他に貢租を負担することになつてゐる。一例をみれば、

一金式両式分也 但壹分判金

此質地上田拾九步 宇川原 取夫口米五升九合片谷地村郷御蔵納 此立附米式俵一斗五升

これは片谷地村仁右衛門から渡辺家に出した文政二年（一八一九）の質地証文であるが、渡辺家は十九歩の貢租五升九合だけを負担し、作徳米二俵一斗余に対する土地の実面積は隠されているのである。こうした方法がかなり一般化していたことは、新宿の商人地主今井五郎三家の文書にも証文十四通・立附米七十三俵・内貢納十九俵とあるから、残余の五十四俵が純然たる地主取分となり、貢納が質入人の責任に残されたことは明瞭であろう。こうした事態を反映して、嘉永二年（一八四九）水野領片谷地村では、渡辺家の越石百二十七石を含む四百石の越石に対し、地主は約八十二石分しか貢租負担をしないため、水野藩は元金分千五百兩を貸してこの質地を取戻させるに至つたのである。水野対渡辺の關係は、とくに他領にまたがる場合でもあり、水野藩としては自領の産米の収奪を黙視し得なかつたのであろう。しかし領主が地主とかかる形で争わねばならなかつたところに、両者の矛盾は明かになるであらう。しかも渡辺家は前項の如く水野家に臨時の用達を行つていたのである。

商人地主層の連繫と対抗のこの矛盾的性格は、封建制を掘り崩しつつ完全に止揚することが出来なかつた社会的性格を示すものではないだろうか。この層が、藩権力と連繫する物質的基礎、及び対抗する物質的基礎については簡単にふれたただだが、これを明かにすることが幕末明治初期という過渡期の問題を現実的に解明することにとつて必要であると思われるのである。

註（一）川崎浩良氏「山形の歴史」一二二～一二三頁。

（二）西村山郡宮宿町今井家文書「貸付帳」。

（三）長井・工藤両氏前掲論文 四六～四七頁。

江戸中期における商品流通をめぐる対抗（安孫子）

「追記」

「はしがき」にも述べておいたことであるが、本稿は本来そのみで切り離せるものではなかつたが、紙数の関係で、流通過程のみを取り上げてみた。しかしそれでもこの中の各項が、さらに実証的に深められ、展開されなければならぬ点を有しているので、結局、この稿全体が、単なる見通しにすぎなくなつてしまつた。それゆゑ、ここで取り扱おうとした課題の性質上、多くの先学の業績、とくに最近のものとしては、古島敏雄氏・堀江英一氏の所説、あるいは本年度歴史学研究会大会封建部会の報告討論等に積極的に関説すべきであつたかもしれないが、本稿だけでは充分な展開ができていないので、ここでは一切ふれないで、自説の見通しを立てることにとどめた。それは、現在準備している生産過程等の諸論点とともに、ここでの問題をも展開しながら、続稿で果してゆきたいと思う。

(一九五四・五・二五稿)

執筆者紹介

田中菊次 東北大学 助教授

庄司哲太 東北大学 大学院研究奨学生

安孫子麟 東北大学 助手